「昭島市立学校適正規模適正配置等について（答申）」（案）に関するパブリックコメントの結果について

No.	該当頁	該当項目	意見の要旨	審議会の考え方
学校の統合について **(1)つつじが丘南小学校とつつじが丘北小学校の統合について**				
1	P. 11	5(1)	「統合後の学校の跡地の利用については、教育委員会を含めた市全体で有効利用されるよう、当審議会の意見として記すこととする。」と書かれているが、統合後のつつじが丘南小学校を取り壊すことはしないで、高齢者のために、文化活動等ができるようにしてもらいたい。 また、災害時の避難場所になっているので、売却するようなことは絶対にしないでもらいたい。	統合後の跡地利用については、当審議会の審議対象ではありません。しかしながら、中間答申（案）のパブリックコメントの際にも跡地利用に関する意見があったため、答申（案）には、審議会の意見として、跡地を有効利用するように記載しました。
2	P. 11	5.(1)	統合した場合の教室数が不足する予測となっているが、学務課に問い合わせたところ、教室を増設するということだったが、どの場所に増設するのか、建設費はどの位かかるのか。 また、西武立川駅前の建設中の住宅の子どもがつつじが丘北小学校に通学するそうだが、児童数の予測に入っていないのではないか。	普通教室だけでなく、現在つつじが丘南小学校にある特別支援学級（固定級）のための教室等も必要になりますが、教育委員会の説明によると、つつじが丘北小学校は校舎の東側が増築可能な構造となっており、増築に必要な費用は今後、詳細な設計に基づいて積算されるということです。 西武立川駅前の建設中の住宅（昭島分）については、つつじが丘北小学校の通学区域になりますが、この分も含めた予測となっています。
3	P. 11	5.(1)	杉の子学級の指導が速やかに継続されるよう配慮してください。 特別な支援を必要とするこどもたちですので、 ①教師の大幅な人事異動の無いようにしてください。 ②教育課程は、原則、杉の子学級の内容を継続するようにしてください。	統合に際しては、ご指摘の点を含め、杉の子学級に通う児童の心のケアに配慮する必要があると考えます。 なお、教育課程等については、学習指導要領に基づいて実施されることになると考えます。
4	P. 11	5.(1)	現在の杉の子学級と同等以上の学習環境を整備してください。 統合にあたっては、以下の改修工事をお願いします。 ①1学級8名を基本とする適切な教室を必要数確保する。 ②特別支援学級全体が集えるホールのようなスペースを確保してください。 ③洋式トイレを設置してください。 ④専用の教材倉庫を設置してください。 ⑤教室にあるロッカーは現在のものよりさらに整理整頓しやすいものを設置してください。 ⑥特別支援学級が使用するスペース全体を構造化された空間となるよう、専門的な知識で工夫された教育環境の整備を行ってください。	特別支援教育の教育環境の重要性については認識しています。統合に際しては、つつじが丘北小学校の増築が必要となりますが、その際に検討されるものと考えます。
5	P. 11	5.(1)	新しい学校でも交流教育が速やかに継続されるよう、つ北小の児童への理解啓発を進めてください。 ①統合前に、つ北小で“特別な支援を必要とするこどもたち”への理解を深めるような学習を行ってください。 ②統合後は、特別支援学級のこどもたちとの交流があたりまえであるような学校づくりを進めてください。	統合が決まっても、増築工事等に数年はかかるものと思われます。その間に、統合がスムーズに行われるよう、様々な試みが必要であると考えます。
6	P. 11	5.(1)	学童クラブについても、特別支援学級設置校であるという観点から見直しを図ってください。 つ南小学童クラブの定員＋つ北小学童クラブの定員が確保できることが必要です。その上で、 ①学校敷地内に新しい学童クラブを設置してください。敷地外に設置する場合には市の支援で通えるように人的サポートをしてください。 ②障害児枠の定員を現在のつ南4名、つ北2名、合計6名以上に確保してください。	学童クラブについても、現在と同等以上の水準を維持することが必要であると考えます。統合が決まれば、市において具体的な検討に入るものと思われます。
7	P. 11	5.(1)	学級数の予測表を見ても、統合は仕方がないと理解した。 ①何年度に統合するのか。 ②新校としてスタートするのか。 ③つ南小・つ北小のどちらの校舎が生きるのか。 このような点をできるだけ早く知らせてほしい。	統合する年度は当審議会が決定する事項ではありません。また、統合後の校舎については、通学区域の中央に位置するつつじが丘北小学校が望ましいと考えます。 当審議会としても、統合に関する情報は速やかに保護者、地域等にお知らせする必要があると考えます。

No.	該当頁	該当項目	意見の要旨	審議会の考え方
8	P. 11	5.(1)	できることなら以下の理由によりつつじが丘南小を新校舎として利用してほしい。 ①特別支援学級(杉の子学級)に通うこどもが新しい環境での適応は難しいのではないか心配であり、杉の子学級に通う児童・保護者の不安の軽減。 ②学校内にある学童クラブの利便性。 ③昭島駅へ徒歩10分弱、校外学習時の利便性。 ④こども達のために働いてくださる地域力の高さ。	中間答申(案)のパブリックコメントに対する審議会の考え方でお示しした通り、当審議会としては、統合後の通学区域の中央に位置するつつじが丘北小学校が望ましいと考えます。
9	P. 11	5.(1)	つ南小は長い期間ほとんどの学年が単学級であったため、校風は実にのんびりした雰囲気で、競争心の低い児童が多く見受けられる。反面、他と競うよりも自分の得意分野を伸ばす、他学年との活動を経て多くを学んでいる。統合後も異学年交流は続けてほしい。	異学年との交流はつつじが丘北小学校でも実施していますが、統合に際しては、両校の長所を伸ばす学校づくりが大切であると考えます。
10	P. 11	5.(1)	小学校1年と2年が35人学級で他の学年は40人学級を将来にわたって変更しないということが前提になって検討されている。この点で踏み込んでの検討がなされるべきものと考える。そして、統合することが適当であるとの結論は以下の理由により、拙速な結論であり、反対する。 ①文部科学省では、小中学校の学級編成基準を40人から35人へ引き下げ、さらに小学校1、2年生を30人学級にしていく計画案である。また、東京都は中学校1年生を対象に37人学級を実施している。このような少人数学級の実施は全国の地方自治体ですでに早くから取り入れられている。文部科学省は来年度予算概算要求で35人学級をさらに進めようとしたが、政府は計画を見送ることにしたと報道された。 しかし、長い目で見れば35人学級のへの国民的要求は高まっており、地方自治体における国に先行した少人数学級の実施はかなり行われているのが実態です。この状況を良く見て拙速に統合を判断すべきではないと考える。 ②40人学級で考えているところを35人学級で見直すならば、つつじが丘南小は11学級の単学級が解消される。同様につつじが丘北小は9学級が解消される。さらに、文部科学省の平成22年の計画表にもあるとおり、将来的には小学校の低学年が30人学級が進むであろうことを考えると、統合について現時点で判断することは拙速であり、やめるべきと考える。 ③少人数学級は教育効果の研究においても有効であることが示されている。学級規模における少人数学級の教育効果についても検討を加え、また、その方向に向かって制度が進みつつあることも答申に記述することを求める。 文部科学省のホームページによると、「全国学力・学習状況調査で4年連続上位の秋田県は、他県に先駆けて独自に少人数学級に取り組んでいる」と紹介に続いて小学校の国語と算数、中学校の国語と数学の正答率が全国と比較して高かったことを示している。いじめ不登校等との関係でも90%以上の子どもが35人以下学級に在籍している県とそれ以外の県ではいじめの件数がかなり少なくなっている。また、少人数学級導入前後で不登校の出現率や欠席率が低下している。 このことから、 少人数学級への動きは今後も続くのではないかと考える。現時点の40人学級を今後も長く続く制度として固定して考え、それに基づいて学校の統廃合を判断してしまうのは早計であると考える。 なお、昭島市においても、市費負担教職員の採用で少人数学級の実施を考えることは一つの方法であると答申に記述することを求める。 30人学級をすすめ、昭島市の教育改善を進めてほしいと考えている。答申に少人数学級について教育的効果があり、昭島市で先行して実施するのがふさわしく、つつじが丘南小とつつじが丘北小で、単学級の解消と合わせて進めるように答申に記述するよう求める。 ④OECD諸国において、1学級あたりの生徒数は10人～20人台が平均となっている。日本は小学校では28.0人、中学校では33.0人であり、わが国の教育環境は国際的に見て低水準である。昭島で先行的に少人数学級を進めることは世界の標準的な教育水準に少しでも近づける試みとして評価される。このことも答申にふれて、単学級のによる弊害が大きくならないよう少人数学級が進む施策が求められていることを答申に述べるよう求める。 ⑤つつじが丘北小学校には来年度通級指導学級が設置され、つつじが丘南小学校には特別支援学級が併設されている。通級指導学級や特別支援学級についての統合に向けての記述が無い。 様々な状況を総合的に考えて、今回の答申では結論を出さずに、国や都の動向や、統合が子どものために本当に良い条件整備になるのかという観点から多角的に検討されるべきものと考える。	文部科学省の計画(案)では、平成29年度までに中学校を含めた全学年で35人以下学級を実施する計画となっております。しかし、平成25年度は東京都は独自の施策として中学1年の35人以下学級を実施しますが、国においてはご指摘のとおり見送られることになりました。平成26年度以降は現時点では全く不透明な状況です。 35人以下学級が文部科学省の計画通りにいったとしても、特につつじが丘北小学校において単学級は残ります。また、計画通りにいかなかった場合は答申(案)に示したとおり、児童にとって望ましくない状況が続きます。 一方、35人以下学級が計画通りに実施されたとしても、統合後の学級数は1学年3学級を越えることは無く、より望ましい状況になるものと考えます。 以上のとおり、35人以下学級の動向にかかわらず、統合が必要であると考えます。 また、市費負担教員の採用による35人以下学級の実施については実現性が乏しく、単学級という、児童にとって望ましくない状況を放置することにも繋がるものと考えます。 現在、つつじが丘南小学校にある特別支援学級(固定級)はつつじが丘北小学校に移ることになり、つつじが丘北小学校には特別支援学級(固定級)と通級指導学級が存在することになります。統合に際しては、それぞれの学級に対して、場所や環境が変わることによる混乱を最小限に抑えるよう、心のケア等が必要になると考えます。

No.	該当頁	該当項目	意見の要旨	審議会の考え方
(2)拝島第一小学校と拝島第四小学校の統合について				
11	P.13	5(2)	拝島第四小学校は10人台の単学級で6年間を過ごすことになり、そのプラスマイナスは7ページで検討されているが、基本的にはその通りであり、この2校の統合は妥当なものと考える。 統合を進めるにあたっては、地域の理解が十分に得られることが必要である。統合を急ぐあまりに拙速に過ぎることが無いよう、この点を答申に加えるよう要望する。 また、拝四小の児童や卒業生、地域の住民が嫌な思いをしないよう、拝四小の歴史と伝統が継承発展されるよう、教育的配慮を図った上での統合であるように答申への記述を求める。	当審議会としても、統合に際しては保護者、地域等の理解が十分に得られることが必要であると考えます。また、児童の心のケアや両校の長所を活かす学校づくり等が必要であると考えます。
通学区域の見直しについて				
(1)東小学校、玉川小学校の通学区域の見直し				
12	P.15	6.(1).1)	東町五丁目だけ不自然に玉川小学校区域に入っているということだが、昭和公園の南側が玉川小学校になったと考えれば特別不自然な感じはしない。 夕方など冬季は暗くなるのが早くなり、公園ないしはその周辺を通って帰宅する子もあると思われ、危険もあると考えられる。	東町五丁目の見直し区域の南側は共成小学校の通学区域となっており、玉川小学校の通学区域から見れば、やはり不自然な形となっていると思われます。 小学生の下校時間は、高学年でも午後4時前であり、冬季においても暗くなる前に下校できるものと思われますが、学校における安全指導は必要であると考えます。
13	P.15	6.(1).1)	通学区域の変更の時期がよく分からなかったが、表には平成26年度の児童数が書いてあった。平成26年度から通学区域の変更があるのなら、急すぎると考えられる。(平成26年度の新入生は就学まであと1年しかない) 通学区域の変更があるのなら、十分な準備期間が必要と考えられる。	答申(案)の試算は、最も早く実施した場合でも平成26年度になることから試算したものであり、通学区域の見直しの時期は当審議会で決定する事項ではありません。今後、答申を受けて教育委員会で検討に入るものと考えます。
14	P.15	6.(1).1)	現在4歳の双子のこどもがいます。玉川小学校への通学ルートは広い道路にガードレールもなく、とても心配です。できれば26年度から見直しをお願いします。	実施の時期については当審議会で決定する事項ではありません。今後、答申を受けて教育委員会で具体的な検討に入るものと考えます。
(2)拝島第二小学校、光華小学校の通学区域の見直し				
15	P17	6.(1).2)	以下の理由により、通学区域の見直しに反対します。 ①家庭によっては兄弟が違う学校に通うことになり、通学面や学校行事の重複など、問題が発生する可能性がある。また、子どもたちの交友関係が希薄になる恐れがある。 ②当マンションは、元々光華小学校の学区であったが、人数調整の関係で拝島第二小学校に変更になった経緯がある。再度学区変更を計画するのは市として計画性がなさすぎると考える。 今の状況だとまた5、6年後に拝島第二小学校への変更という話になりかねない。学校毎の児童数に偏りが発生して、全体として調整が必要なことも理解できるが、学区を変更するのではなく、受け入れ体制の強化等で対応をお願いしたい。 どうしても当マンションを調整弁としたいのであれば、移行期間を設けたうえで学校の選択権を与えてもらうことを希望する。	兄・姉が指定校以外の学校に通学している場合には、弟・妹は同校への指定校変更が認められます。 通学区域は将来的に変更が無いことが望ましいと考えますが、一般的に大規模集合住宅は一時的に児童・生徒が増加し、一定の期間が過ぎると減少する傾向にあります。ピーク時に合わせた学校施設の増設ではなく、通学区域の変更による対応はやむを得ないことと考えます。 学校の選択性については、通学区域の基本的な考え方で述べているとおり、本市においては学区制を維持することとしていますが、移行期間については、理由がある場合には、指定校変更の柔軟な取り扱いも必要であると考えます。
■その他				
16			今回の答申が、経費の節減の問題として検討されるのではなく、あくまでも市内小中学校のこども達にとって、より良い教育条件を整備する観点で検討されたことに敬意を表する。 現下の地方財政は厳しさを増す状況にあることから、保育園や児童館、学校給食や学童クラブなど予算削減対象とされ、費用対効果の観点で民間委託されるケースが見受けられる。その中で貴審議会があくまで教育条件整備の観点から審議され、答申を出されたのは、一市民としてうれしく感じた。	市立の小・中学校も市の予算で運営されている以上、市の財政状況に無縁ではありませんが、当審議会としては、児童・生徒の学力向上、効率的な学級経営、公教育の均衡を基本とし、審議をしてきました。 この答申が、児童・生徒のより良い教育環境のための一助となることを望みます。